

北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と旭川市（以下「乙」という。）とは、甲の設置する北海道総合行政情報ネットワークの設置、管理、運営及び経費負担について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎、施設内（以下「庁舎等」という。）に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備（以下「通信設備」という。）を設置し、災害対策事務並びに行政事務に関する甲と乙との緊密な連携に資するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、通信設備の設置に要する庁舎等を甲に無償で使用させるものとする。

（通信設備の利用）

第3条 乙は、第1条の範囲内において、庁舎等に設置された通信設備を無償で使用する事ができる。

2 乙の地域を管轄する消防組織が乙の電話交換機に内線で接続されている場合、当該消防組織は無償で通信設備を経由した通話を行うことができる。

（通信設備の管理）

第4条 乙は、通信設備の端末装置等を利用者として適切に管理するとともに、コンピュータウィルスの持ち込み防止など、通信設備の障害回避に努めるものとする。

2 甲は、通信設備を確実かつ安全に運用するため、必要なセキュリティ対策を講ずるほか、定期的に通信設備の点検を行うものとする。

3 前項の点検等の作業に際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 通信設備の維持管理に要する経費の負担は、次のとおりとする。

（1）甲が負担する経費

ア 通信設備の維持管理に要する経費

イ 機器の故障復旧に要する経費

ウ 甲の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ただし、ア及びイに係る経費のうち、乙の責めによるものの経費は、乙の負担とする。

（2）乙が負担する経費

ア 通信設備の使用に要する電気料金

ただし、庁舎に併設している中継所に係る電気料金については、甲の負担とする。

イ 乙の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の庁舎と消防本部を接続する専用回線に係る回線使用料金

エ 通信設備の使用に要する消耗品費

（ア）用紙及びトナーカートリッジ

（イ）可搬型発動発電機のエンジンオイル、燃料、バッテリー補充液及びプラグ

（ウ）一斉指令用自動録音装置の録音テープ及び乾電池

(3) 前2号以外の経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(設置場所の変更等)

第6条 乙は、庁舎の移転、改築等により通信設備の設置場所を変更しようとする場合、あらかじめ甲に協議するものとする。

2 北海道総合行政情報ネットワークが提供する機能の利用を目的として、通信設備に乙が整備した通信設備を接続（拡張接続という。）しようとする場合は、あらかじめ甲に申請するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前に甲又は乙から特段の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間、なおその効力があるものとし、以後、同様とする。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

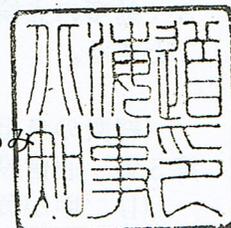
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年4月1日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 旭川市
旭川市長 西川 将人

